

賤民制度廃止令（いわゆる解放令）によって（社会科）

対象：小学校6年生以上

1 主眼

賤民制度廃止令（いわゆる解放令、以後「解放令」とする）が出されたことによって、身分上厳しく差別されてきた人々の生活がどのように変化したのかを考える場面で、江戸時代より明治時代のほうが生活に苦しむようになり、差別もなくならなかった理由を考えることを通して、政府や社会の中で差別をなくそうという取組がなかなか進まなかったことについて考えることができる。

2 本時の位置 2時間扱いの第2時

前時…明治政府が古い身分制度を廃止し、平民にも名字を名乗ることや、結婚や職業や住居の自由を認め、厳しく差別されてきた人々にも「解放令」を出したことを理解した。

3 人権教育の視点

○差別された人々が、解放令後も、差別をなくそうと努力をしたことを理解する。（知識的側面）

4 指導上の留意点

○終末の場面で、期待したように世の中の差別がなくならなかったことに対して差別されてきた人々がどのように考え、この後の時代を生きたのかを想像させ、全国水平社の創設の授業につなげたい。

5 展開

	学習展開	予想される児童の反応	教師の指導・助言	時	備考
導入	1 差別された人々がどのような思いで解放令を迎えたのかを考える。	<p>「解放令」が出されて、厳しく差別されてきた人々は、どのように思ったのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・涙が出るほどうれしかったと思う。 ・ずっと差別されてきたから、疑った人もいたと思う。 ・これからは、みんなで仲良く協力して生活していけると考えたと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料①から読み取れることから、どんな思いで解放令を受け止めたのかを考えるように促す。 	5	資料① 「喜びで迎えられた解放令」
展開	2 資料②「差別されてきた人々の暮らしの変化」から読み取れることを語り合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事も自由に選べるようになって生活も良くなったと思ったのに、実際は違う。 ・江戸時代までの身分を区別するようなきまりに従わなくてもよくなった。 ・でも、生活のいろいろな場面で、差別も残っていたんだ。 ・なぜ差別がなくならなかったのだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料②から読み取れることや疑問に感じたことをグループ等で語り合うように促す。 ・仕事や暮らしがどう変化したのか確認する。 	3 5	資料② 「差別されてきた人々の暮らしの変化」
	3 差別されてきた人々の生活が以前より苦しくなった理由や差別がなくなっていない理由を考える。	<p>解放令が出たのに差別されてきた人々の生活が苦しくなり、差別がなくならなかったのはなぜだろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事が自由に選べるようになったが、反対に専門にやってきた仕事を取られてしまったから。 ・土地の税金も増えて、生活が苦しくなったから。 ・兵役にも行かなければならなくなったので、さらに苦しい。 ・解放令は出されたけれど、人々の中にあつた差別意識がとても根強かったから。 ・そもそも解放令は差別をなくそうと思って出されたのだろうか。 ・政府は、差別をなくすための政策や苦しくなっていく生活の改善を行わなかったのだから、解放令が出ても差別は残されていたんだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで話し合い、理由になりそうな事柄を整理し、班の代表が発表することを伝えておく。 ・差別されてきた人々が専門に行っていた仕事に着目させ、江戸時代と比べて、仕事が減ってしまった視点に着目させる。 ・社会の変化の中で、旧来の制度が変わっても、人々の心情はなかなか変わっていかなかったことに気づいた生徒の考えを意味づける。 		教科書 「本当の平等を求めて」のコーナー
まとめ	4 差別されてきた人々はどのような思いでいたのだろうかを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・どうして、お祭りとかに出られないんだ。 ・どうしたら、差別がなくなるんだろう。 ・いつか、差別のない世の中になりたい。 ・差別されていた人たちは、解放令後も、差別をなくそうと努力をしようと思ったんだ。 ・差別されてきた人たちはあきらめずにたたかっていったんだな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「解放令」によって、実生活の上での差別の解消には至らなかったが、差別されてきた人々は、「解放令」を根拠としながら、差別をなくす努力をしようとしたことを伝える。 	5	

(参考：『同和問題学習展開案』（長野県教育委員会))

いわゆる「解放令」(1871年 明治4年)

差別されてきた人々の身分を^{はいし}廃止し、

これからは、身分も職業も平民と同じにする。

資料①

喜びで迎えられた解放令

あくる日^{せいごろう}清五郎は、^{たかとりかいどう}高取街道を村役場である元の高取城へと急いで歩いていきました。お城へつくと、これまでは絶対にくぐらせてもらえなかった大門が開かれていて、門番が「そこから入るように。」と言うではありませんか。妙なこともあるもんだと首をかしげながら、その門をくぐって通りました。

土間にしいたむしろの上にひざまづいて頭を下げていた清五郎は、部屋の奥から「これからは身分も職業も平民と同じである」という「解放令」を読み上げる役人の声を聞きました。清五郎は、思わずそこにはいつくばい、

「ありがとうございます。ありがとうございます。」と^{なみだごえ}涙声で叫びました。

清五郎は帰り道を急ぎましたが、自分の足が、土の上を走っているようにはどうも思えません。夢の中で走っているような感じなのです。家へ帰り着くと、清五郎は村の人を集めて、「解放令」のことを伝えました。みんなは、男も女も、ワッと声をあげて泣き、抱き合って喜びあいました。

『部落史をどう教えるか』

【出典：『被差別部落のたたかい』 土方 鉄著 新泉社刊】

差別されてきた人々の暮らしの変化

	江戸時代	明治時代
仕事	○幕府や藩により、決まった役割、仕事がまかされていた。 また、他の身分の人がすることはできなかった。(皮革産業・細工仕事・警備の仕事など)	○政府は、法律で誰でも自由に職業を選べるようにしたので、江戸時代のように専門にできなくなった。皮革産業に、部落でない資本家が参入してくるなど、他にもこの仕事をやる人が出てきた。
税金	○土地には無税の所が多い。	○土地に税金がかけられた。
兵役	○なかった。	○軍隊に入らなければならなかった。
暮らし	○幕府や藩のきまりで、他の身分の人と交流することを厳しく禁止された。	○村人と会った時に道の端によったり、土下座したりすることはなくなった。 ○他の村へ行くときに、ぞうりなどはくようになった。 ○雨の日には傘をさすようになった。 ○かっこうやかみ形が自由になった。 ○村の会合や神社のお祭りに出てはいけないと人々に言われた。 ○山や、水の利用、学校での勉強もなかなかいっしょにさせてもらえなかった。 ○皮革産業や警備の仕事などが奪われていったことで、生活が苦しくなる被差別部落が出てきた。